

洋上風力発電に係るセントラル方式の運用方針（領海及び内水関連）

令和 6 年 4 月 2 4 日 策定

令和 8 年 ● 月 ● 日 改訂

経済産業省資源エネルギー庁

国土交通省港湾局

1. 本運用方針の位置付け

「洋上風力発電に係るセントラル方式の運用方針（領海及び内水関連）」（以下「本運用方針」という。）は、「洋上風力産業ビジョン（第一次）」（令和 2 年 1 2 月 1 5 日、洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会）及び「第 7 次エネルギー基本計画」（令和 7 年 2 月 1 8 日、閣議決定）等において言及されている、洋上風力発電に係る「セントラル方式」について、我が国の領海及び内水の海域に関して、国における制度の考え方や運用の方向性を明確化することを目的とするものである。

本運用方針では、令和 5 年 1 月 3 0 日に策定した「骨子」の内容を基に、その後の検討内容を踏まえて加筆や修正を行うとともに、各項目において基本となる事項を整理し、その考え方や補足すべき事柄を説明する。なお、本運用方針はセントラル方式の基本的な枠組を示すものとして、各項目における詳細や具体的事項については、それぞれで明示する規程類や補足資料等を参照すること。

2. 総論

「セントラル方式」は「政府や自治体の主導的な関与により、効率的な案件形成を実現する仕組み」として定義する。また、セントラル方式の制度運用の対象とする事項は以下の通りとする。

- ①事業実施区域の指定及び発電事業者の公募
- ②案件形成に向けた地域調整
- ③サイト調査（風況・海底地盤・気象海象）
- ④系統接続の確保
- ⑤海洋環境等調査

洋上風力発電の導入が進む欧州では、政府機関等が主導してサイト調査や系統確保、環境影響評価等を実施するセントラル方式が採用されており、それにより効率的な案件形成や運転開始までの所要期間の短縮に寄与するものとされている。

我が国におけるセントラル方式に関する議論では、案件形成の効率性の観点のほか、同一海域で複数の事業者が類似した調査を実施することにより、地元の漁業者に度重なる操業調整の負担が生じるといった弊害を取り除き、それにより地域調整の円滑化を図ることや、政府機関が必要十分な情報量の調査を一元的に実施し、その成果を公募に参加する事業者に提供することで、事業者の参入を促進し競争性あ

質の高い公募を実現すること、といった観点を含めて検討が行われてきた経緯がある。そのため、セントラル方式の制度設計及びその運用に当たっては、これらの目的を達成するために必要な措置を講じていくことが重要である。

また、我が国における一般海域での洋上風力発電の案件形成は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（以下「海洋再エネ整備法」という。）を前提として進められているが、海洋再エネ整備法第9条等において、国、関係地方公共団体、海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者その他の関係する者が相互に連携を図りながら協力することが求められている。従って、セントラル方式として政府機関が主導して案件形成を行う場合であっても、この考えに基づき、国や自治体の行政組織のほか関係する者の役割分担と連携の下に進めていくこととする。

3. 事業実施区域の指定及び発電事業者の公募

洋上風力発電事業を実施する区域（促進区域）の指定及び指定された区域における発電事業者の公募は、海洋再エネ整備法及び関係法令の手續に従い実施するとともに、「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン」、「一般海域における占用公募制度の運用指針」に規定する内容に則り運用する。

海洋再エネ整備法に基づく促進区域の指定及び発電事業者の公募は、「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン」（以下「促進区域指定ガイドライン」という。）、「一般海域における占用公募制度の運用指針」に必要な事項を整理しているため、この内容に則り運用していく。なお、これらの規程は適時に見直しを行い、必要に応じて改訂を図るものとする。

4. 案件形成に向けた地域調整

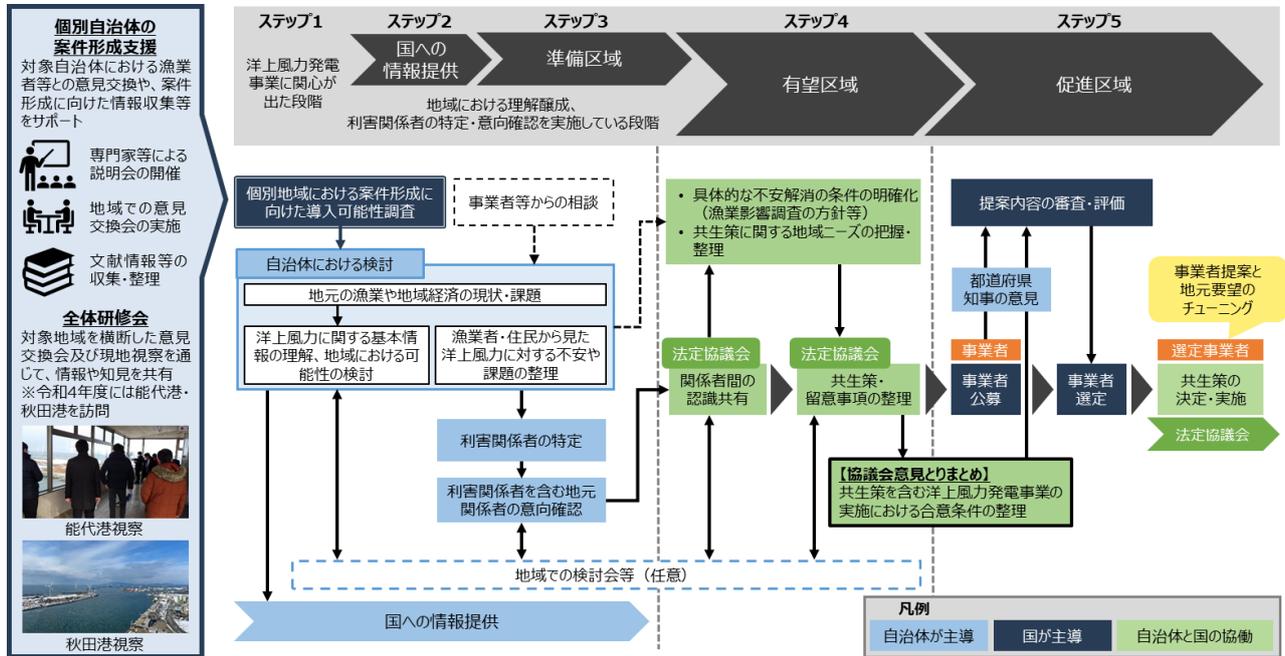
促進区域の指定に向けた地域での調整は、国と自治体の役割分担を前提に、以下の考え方に基づき進めていくものとする。

- ・海洋再エネ整備法に基づく協議会の運営は、国と都道府県が共同で事務局を担い、利害関係者等の地元関係者との調整を進めていく。
- ・協議会設置以前の初期段階の案件形成は、都道府県及び市町村の地元自治体が主導的に調整を担い、国は地元自治体が行う地域での理解醸成や漁業実態の把握・整理等に対し、自治体側のニーズも考慮しつつ必要な支援を行っていく。

漁業実態調査は、対象海域及びその周辺の「①漁業操業の実態」と「②水産資源の実態」の二種類の要素から構成され、①は案件形成の初期段階において整理すべき情報として、情報提供を行う都道府県が、②は洋上風力発電の漁業影響調査における事前調査として、対象区域で洋上風力発電を実施する選定事業者がそれぞれ主体的に対応するものとする。

発電事業は地域の理解を得て進めていくことが必須となるため、案件形成に向けた地域での調整は、地域の実情に精通する地元自治体の主体的な関与を前提として、促進区域指定ガイドラインに則り、各地域の調整状況に応じてプロセスを進めていくこととする。

そのうえで、初期段階の案件形成では地元自治体における検討が大きな位置付けを占めることに鑑み、国は個別地域における導入可能性を検討するための調査等において、都道府県に対して調査の対象地域を募集し、希望する自治体の案件形成の支援に努めていく。



案件形成のステップと国・自治体の役割分担のイメージ

漁業実態の把握は地域調整の一環として取り組んでいくことが想定されるが、調査の対象となる要素は主として「漁業操業の実態」と「水産資源の実態」が考えられる。

漁業操業の実態は、利害関係者の特定・調整の前提となる情報であり、案件形成の初期において対応が必要であるとともに、案件形成の起点が都道府県からの情報提供に基づくことを踏まえ、都道府県を中心に確認・整理を行うことが合理的である。その際、操業実態に基づく利害関係者の特定は、これまでの関係都道府県における水産行政での対応と密接に関連するため、都道府県庁内で洋上風力を担当する部局は、水産部局との連携の下、対応することが必要である。

また、海洋再エネ整備法に基づき設立される協議会で「漁業影響調査の考え方」を整理することとしており、その中で建設工事の着工前に現地調査を行う旨が触れられている。これは、発電設備の設置に伴う海洋・漁場環境の状態変化を検証するため、発電設備の設置前の状態を把握することを目的に実施する調査であり、これが水産資源の実態の把握につながることになる。この着工前の現地調査を含む漁業影響調査の内容は、対象区域の利害関係者が特定され、当該関係者が参加する協議会での議論により調査すべき事項を固めていくことが重要であり、そこで議論された漁業影響調査の考え方を踏まえ、選定事業者が具体的な調査計画を設計し調査を実施することが必要である。

5. サイト調査（風況・海底地盤・気象海象）

(1) 実施主体

セントラル方式として実施するサイト調査（風況・海底地盤・気象海象）は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）が実施し、その調査結果は公募に参加する事業者に提供するため、当該区域では事業者が公募前に調査を実施することは前提としない。

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「JOGMEC」という。）は、令和4年の法改正によって国内における洋上風力発電に必要な地質構造等の調査を実施業務として追加するとともに、中期目標や中期計画等に規定される事項に基づき、セントラル方式におけるサイト調査の担い手として国の政策方針と連動した取組を実施することとしている。

JOGMEC が調査によって得た成果物は、当該区域において実施される発電事業者公募に参加する者に対して提供し、事業者はこの調査結果を用いて公募占用計画等の作成を行うことになる。そのため、従前では事業者が公募前に行っていた現地調査は前提とせず、JOGMEC による調査に一元化するものとして、地元関係者と調査に関する調整を行うこととする。

なお、JOGMEC が調査によって得た成果物について、国が調査結果を利用する場合においては、JOGMEC は国に必要な協力をするものとする。

（2）サイト調査の方法及び仕様

セントラル方式におけるサイト調査では、洋上風力発電設備の基本設計に必要な内容を対象とし、調査の方法及び仕様に関する基本的な考え方を「セントラル方式として JOGMEC が実施するサイト調査の基本仕様」として整理する。また、JOGMEC が区域毎に「個別仕様」を作成する。

サイト調査で実施する調査項目等、具体的な事項については「セントラル方式として JOGMEC が実施するサイト調査の基本仕様」において定めるとともに、調査を実施する JOGMEC は基本仕様を踏まえつつ、各区域の状況に合わせて区域毎に具体的な個別仕様を作成する。個別仕様の作成に当たっては、必要に応じて有識者や事業者等からの意見聴取を行い、その意見を参考にしつつ仕様を決定し、調査事業を実施する。

また、事業者選定後に選定事業者が行う詳細設計以降のプロセスの最適化を図るため、公募に参加する事業者提供される調査データが詳細設計の際にも活用されることを見据え、JOGMEC は調査計画を検討する段階から登録適合性確認機関との連携を進めていく。

（3）調査結果の提供方法

JOGMEC がサイト調査で取得したデータを公募参加事業者提供の際、データの不適切利用を防止するセキュリティ対策を講じるとともに、データを利用する事業者側のユーザビリティとデータを運用・管理するシステムのコスト合理性のバランスに配慮した方法に基づくものとする。

JOGMEC が取得するサイト調査データは、競争上大きな価値を有するほか、様々な用途に活用し得る点を踏まえ、セキュリティ面でも適切な対応が求められる。そのため、JOGMEC から公募に参加する事業者に対して調査データを提供する方法として、データの不適切利用を防止するセキュリティ対策、データ

を利用する事業者側のユーザビリティ、データの運用・管理コストの合理性のバランスに配慮したシステムを構築することとする。

事業者へのサイト調査データの提供に当たっては、事業者はあらかじめ国に対して情報提供申請を行い、当該事業者が情報提供を受けるための要件に合致すること、データの利用条件を遵守できること、申請書類に不備がないこと等を国が確認し、これらを満たす事業者に対して JOGMEC から情報提供を行うものとする。なお、公募に参加する事業者の便宜も勘案し、促進区域指定の見込み等を勘案しつつ早期の情報提供に努めるものとし、具体的な段取り等は別途周知する。

(4) 調査対象区域の選定の要件と手順

1) 選定における必須事項

①対象区域における調査実施に対する調整への着手

区域の選定において、都道府県が、対象区域における調査活動の実施により操業上の調整が生じる者（漁業・航路等）との調整に着手しており、JOGMEC が調整を行う際にも、都道府県として地元関係者等との調整に主体的に関与することを前提条件とする。

②経済産業省令との適合性

「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令」第 17 条に基づき、JOGMEC の調査は、以下のいずれかに該当する地域を対象とする。

- 一. 海域の自然的条件、風力発電設備の設置に関する技術的条件その他の条件から判断して、事業者が海域の調査に関する自主的な活動を十分に実施することが困難と認められる地域
- 二. 二以上の事業者がそれぞれに調査を実施すること等によって漁業その他の活動に支障を及ぼすおそれがあると認められる地域

2) 選定における考慮事項（優先的に取り組む区域の選定）

案件形成の加速化や導入目標の実現への貢献等の政策的観点から、以下に掲げる事項を勘案して優先的に取り組む区域を選定する。

①対象区域における利害関係者の特定及び協議会を開始することに対する調整の状況

②対象区域において想定される出力規模及び風況

③その他政策的観点から洋上風力発電の推進に資する要素

3) 選定に用いる情報及び区域選定の手順

①都道府県からの情報提供に基づき対象区域の検討を行うとともに、選定に当たっては、あらかじめ、有識者を含めた中立的な第三者委員会の意見を聴取する。

②必須事項及び考慮事項の内容とともに、第三者委員会の意見を踏まえ、経済産業省・国土交通省において調査対象区域を選定する。

調査を迅速かつ効率的に実施していくためには、関係者との事前調整を円滑に進め、早期に調査に着手することが重要である。一方、セントラル方式に基づく調査の実施前や実施過程における各種の調整に係るやりとりを通じて、地元関係者の理解醸成につながっている例も存在していることを踏まえ、都道

府県の主体的な関与を前提に、情報提供時点における地元調整の要件は「調整への着手」とし、そのうえで考慮事項の状況を勘案して優先的に取り組む区域を選定することとする。

また、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法第 11 条第 1 項第 6 号において、JOGMEC が行う洋上風力発電に係る調査業務は、「経済的又は社会的な特性によって国及び機構以外の者が行うことが困難なものとして経済産業省令で定めるもの」と規定している。これを踏まえ、当該省令である「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令」第 17 条に規定する事項との適合性を確認し、いずれかの要件に合致する場合にセントラル方式によるサイト調査の対象区域として選定することが可能となる。なお、二. の要件への適合性は、地域の実情を踏まえた判断が必要となるため、都道府県からの情報提供の内容を基に確認することとする。

必須事項を満たす区域については、本来であれば全て調査対象とすることが望ましいが、現実的には調査に係る予算や人員等のリソースに制約がある点を考慮することが必要である。そのため、考慮事項に掲げる内容を勘案して優先的に取り組む区域を選定する。その際、①に関しては漁業・航路等の利害関係者のほか、関係市町村や地域における理解の状況等も参考情報として考慮する。また、②は洋上風力発電の導入目標の実現の観点から出力規模のほか、事業性の観点から設備利用率に影響する風況についても加味するものとする。



(5) 調査に係る費用負担の扱い

JOGMEC から調査成果の情報提供を受けた事業者は、海洋再エネ整備法に基づく事業者公募の結果、選定事業者となった場合には、調査費用相当額の支払を行うとともに、JOGMEC は選定された事業者に対し、当該調査費用を請求することとする。なお、調査費用に係る選定事業者の債務は、公募での選定後、海洋再エネ整備法第 20 条に基づき経済産業大臣及び国土交通大臣が選定事業者の公募占用計画の認定を行った日を起算点とする。

JOGMEC が調査を実施する際の調達手続きや委託先の選定等においては、経済性の観点も十分考慮するとともに、監視船業務に関する備船料等の経費も同様に、港湾請負工事積算基準(国土交通省)等の公共事業等で用いられる基準や、同種の業務に係る他の機関を含めた取引の実例価格等を考慮しつつ、合理的な金額となるように所要額を算定する。

サイト調査に要した費用を選定事業者に負担を求める考え方について、調査成果は事業者が自社の事業計画の策定時に加えて、選定後に行う詳細設計の基礎情報として活用されること、選定後は落選するリスクが消滅し売電事業による利益を享受できることが見込まれることに鑑みて、多額の国費投入に対する応益負担の観点から請求するものである。セントラル方式を採用している欧州でも、政府機関等が実施する事前調査は、調査に要した費用を入札前に公示したうえで落札事業者が負担することとしており、選定事業者から費用を回収することは国際慣行に沿った対応と考えられる。

従って、公募に参加する事業者へのサイト調査成果物の提供は、当該事業者が公募で選定された場合に調査費用相当額を負担することを条件とし、選定事業者が海洋再エネ整備法第20条に基づき公募占用計画が認定された後、JOGMECは請求書を作成し、支払期限を設けて選定事業者に送付する。

その他、調査費用の請求に係る手続等の具体的な事項は、独立行政法人通則法に基づき主務大臣（経済産業大臣）が認可するJOGMECの業務方法書のほか、JOGMECの関連規程において定める。

なお、調査は国費による事業であり、調達手続きや委託先の選定等は経済性の観点も十分考慮することが求められる。調査の中には監視船業務も含まれ、これらの傭船料等の経費も同様に、港湾請負工事積算基準（国土交通省）等の公共工事等で用いられる基準や、同種の業務に係る他の機関を含めた取引の実例価格等を考慮しつつ、合理的な金額となるように所要額を算定することが必要である。

6. 系統接続の確保

海洋再エネ整備法の対象案件に係る系統接続の確保は、原則、「系統確保スキーム」に基づくこととし、国が対象区域における合理的な系統接続の方針を整理する。

従来、促進区域指定基準のうち第4号（系統確保）の要件は、個別の事業者が確保した系統接続契約を発電事業者公募に活用し、選定された事業者がその系統を承継することを前提とした制度運用が行われていたが、この運用には以下の課題が存在していた。

- ・事業者が確保した系統容量に区域の発電出力規模が依存することになるため、対象区域の自然的条件等に基づく発電ポテンシャルを踏まえた適切な出力規模となっていない可能性がある。
- ・複数の事業者によって同一区域で重複した系統確保が行われてしまう場合、必要規模以上の系統容量が確保されること等により、本来接続できたはずの他電源が接続できなくなる。

また、ノンファーム型接続による連系が原則となった現行でも、系統容量以外の要素（連系点において物理的に連系が可能な件数等）については引き続き制限が生じるため、系統の空押さえや重複した設備形成を防止する観点から、系統接続の確保を国に一本化する取組が必要な状況にある。

上記の観点を踏まえ、海洋再エネ整備法の対象となる案件については、国が系統接続に関する交通整理を行う「系統確保スキーム」を適用することを原則とし、促進区域指定プロセスとも整合する形で、対象区域における合理的な系統接続の方針を整理する取組を進めていくこととする。

系統確保スキームを適用する場合の促進区域指定プロセスでの取扱いについては、促進区域指定ガイドラインにおいて定める。

7. 海洋環境等調査

海洋環境等に関する情報を収集するため、海洋再エネ整備法に基づき、環境大臣が海洋環境等調査を実施する。

令和8年に施行された海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の海洋再エネ整備法に基づき、環境大臣は海洋環境等調査を実施する。

具体的には、経済産業大臣及び国土交通大臣は、海洋再エネ整備法第10条第2項の規定による調査を行ったときは、同条第3項の規定により当該調査に係る区域の位置及び区域並びに海洋再生可能エネルギー源を環境大臣に通知し、環境大臣は、当該通知を受けたときは、当該通知に係る区域の海洋環境等に関する情報を収集するため、海洋環境等調査を行う。

海洋環境等調査の実施は、①都道府県が海洋環境等調査の実施により操業上の調整が生じる者（漁業・航路等）との調整に着手していること、また、②環境大臣が海洋環境等調査を実施する際にも、都道府県が地元関係者等との調整に主体的に関与することを前提条件とする。

なお、海洋環境等調査は、促進区域指定ガイドラインにおいて示した考え方も踏まえて実施するものとする。

8. その他

本運用方針は、セントラル方式の制度運用の状況や関連する法制度の検討等を踏まえ、適時において必要な見直しを行うとともに、補足等がある場合にはホームページ等を通じて別途周知する。